

## 公益財団法人東京タクシーセンタービル防水対策工事特記仕様書

### 1 所在地

東京都江東区南砂7-3-3

### 2 基本方針

(公財)東京タクシーセンタービル(以下、「センタービル」という)における台風や集中豪雨等による内水氾濫に対する防水対策を講じる工事を行うもの。

### 3 水害対策浸水深度

台風や集中豪雨等による内水氾濫を想定し、本工事の対応浸水深度は1FL(1階フロアレベル)から1,000mmと設定し、同設定に見合う防水対策を講じるものとする。

### 4 脱着式防水板設置施工

- (1)脱着式防水板の高さについては、1FLより1,000mmとする。
- (2)浸水防水性能については、Ws-3(JIS A4716)以上とする。
- (3)脱着式防水板の幅については、㉞には1,800mm、㉠㉡には1,030mm、㉢㉣には1,200mm、㉤には1,740mmとする。(施工箇所については東京タクシーセンタービル防水対策施工箇所略図を参照)
- (4)脱着式防水板の材質については、発災時の移動・設置を踏まえ軽量なアルミ材とする。
- (5)脱着式防水板を設置する為のガイドレール施工については、既存の壁面やガラス面を考慮し次のとおりとする。
  - ①㉞への脱着式防水板設置施工箇所については、ガラス面となり強度を保つ為、床タイル面から屋根躯体までガイドレールを固定する為の通し柱を施工すること。(通し柱の材質や寸法、ガラス面や設置箇所の納まりなどは協議の上とする)
  - ②㉠への脱着式防水板設置施工箇所については、散水栓用の溝がある為考慮し施工すること。
  - ③㉡への脱着式防水板設置施工箇所については、屋外に土台が打たれていない為、屋内に施工すること。(㉢以外は屋外設置)
  - ④ガイドレールや㉞への通し柱施工については、タイル面・土台・床面の施工は必要最小限にカットし、復旧はモルタルで行うこと。(カット時は粉塵の飛び散り防止に努めること)
  - ⑤掘削時については、埋設物等の障害物に十分注意して施工すること

### 5 飛散防止フィルム設置施工

- (1)ガラス面・窓の㉢㉣全面に飛散防止フィルム3M SH15CLAR-Aまたは同

等品を施工すること。(施工箇所については東京タクシーセンタービル防水対策施工箇所略図を参照)

(2) 施工手順や方法については施工する商品の取扱説明書に準ずること。

## 6 手すりの設置施工

(1) 手すりの材質については、ステンレス材とし支柱の直径は40mm以上、手すり持ち手部分はスロープ側に片側2段とする。

(2) 設置場所については、センタービル正面入口スロープの左側2,000mmの間に、スロープの傾斜を基準に、手すり持ち手上段部分の高さが800mmになるよう設置すること。(施工箇所については東京タクシーセンタービル防水対策施工箇所略図を参照)

(3) 手すり支柱の埋設部分については、タイル面を必要最小限にカットし、復旧はモルタルで行うこと。(カット時は粉塵の飛び散り防止に努めること)

(4) 掘削時については、埋設物等の障害物に十分に注意して施工すること。

## 7 電動シャッター設置施工

(1) シャッターについては、電動開閉式とし障害物を感知し停止する装置を内蔵、室内からリモコン(無線)による操作が可能な商品とする。

(2) 設置場所については、センタービル南面窓幅5,660mm、高さ1,800mmの間に設置すること。(施工箇所については東京タクシーセンタービル防水対策施工箇所略図を参照)

(3) 電動シャッターの設置については、既存回転式窓5枚の開閉を妨げないよう施工すること。

(4) 既存配管については、同工事に併せて移設を行うこと。

(5) 壁面タイルについては、設置個所を必要最小限にカットし、復旧はモルタルで行うこと。(カット時は粉塵の飛び散り防止に努めること)

## 8 車止めポールの設置施工

(1) ポールについては、地面埋込式、材質はステンレス製、鎖内蔵型、鎖ロック機構式とし、支柱の直径は60mmとする。

(2) ポールの施工については、幅5,000mmの間に高さ700mmで6本を設置することとし、鎖内蔵型中間柱用ポールと付随する端部柱用ポールを使用すること。(施工箇所については東京タクシーセンタービル防水対策施工箇所略図を参照)

(3) ポールの施工箇所については、タイル面は必要最小限にカットし、復旧はモルタルで行うこととし、ポール収納時にはフラットになるように施工すること。(カット時は粉塵の飛び散り防止に努めること)

(4) 掘削時については、埋設物等の障害物に十分に注意して施工すること。

## 9 施工計画

- (1) 施工時間については、平日の朝9時～17時の間とし、騒音など近隣住民の生活に配慮することとし、実施日については別途協議するものとする。
- (2) 脱着式防水板設置工事については、来所者に配慮し、A・B動線（東京タクシーセンタービル防水対策施工箇所略図を参照）において、どちらか一方の出入りはできるよう工期を調整すること。
- (3) A・B動線内で作業を行う場合については、誘導員の配置やパイロンの設置を行い工事関係者以外の進入を防止すること。
- (4) センター敷地内にある施工に支障がある物品などについては、事前に説明し移動を申し出ること。
- (5) 当日の施工内容については、作業前に報告及び終了時には施工日報をビル管理責任者に提出すること。（作業日、作業時間、施工管理者名、作業員名、作業方法、安全目標等）
- (6) 工程表については、事前に作成し施工内容をビル管理責任者に報告する。この時、変更の要請を行う可能性がある。
- (7) 道路上での作業については、道路使用許可を申請すること。この時の申請料は請負者側の負担とする。

## 10 禁止事項

- (1) センター敷地内及び周辺での喫煙は禁止とする。
- (2) 駐車場ではアイドリングストップすること。

## 11 注意事項

- (1) 施工については、施工前および施工中の状態の写真と完成写真を撮影し、工事記録写真としてビル管理責任者に提出すること。
- (2) 工事の実施については、安全管理に十分配慮し来所者、通行人、ビル職員、工事関係者へのいかなる事故もないよう万全の措置をとること。
- (3) 請負者の不注意により発生した事故については、請負者はその事故ならびに事故による補償等について一切の責任を負うこと。
- (4) 作業については、既存設備を損傷しないよう注意すること。
- (5) はつり・掘削工事については、必ず埋設物の調査を行い工事が困難である場合は協議の上対応すること。

## 12 その他

同工事において問題がある際には、同工事発注者と協議の上対応すること。

東京タクシーセンタービル防水対策施工箇所略図

